

道路附属物点検業務 特記仕様書

第1章 総則

第1条

1 本仕様書は、次の業務（以下「本業務」という）に適用する。

委託番号：松有道R07-委07号

委託名：道路附属物点検業務委託

2 本業務の遂行にあたっては、本特記仕様書によるほか、本特記仕様書に定めのない事項については、「設計業務等共通仕様書（令和7年4月熊本県土木部）」、「附属物（標識、照明施設等）点検要領（令和6年9月国土交通省道路局国道・技術課）」及び「門型標識等定期点検要領（令和6年3月国土交通省道路局）」によるものとする。

3 本業務着手前に本特記仕様書を十分理解し、監督職員と十分打合せを行い、疑義が生じた場合は監督職員の指示によらなければならない。

第2章 業務内容

第2条 目的

本業務は、松島有料道路における附属物及び松島有料道路に関連して現道（国道266号・324号）に設置してある附属物について、熊本県道路公社が管理する附属物の現状を把握し、異常又は損傷を早期に発見するとともに、対策の要否を判定することにより第三者被害の恐れのある事故を未然に防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする。

第3条 附属物点検

1 点検対象

- 1) 熊本県道路公社が管理する附属物（道路照明・道路情報提供装置・道路標識）の支柱や取付部等を対象とする。
- 2) 熊本県道路公社が管理する落石防護網（施設延長L=44.8m）の全ての部材（金網、ワイヤーロープ、支柱、アンカー）を対象とする。

2 点検内容

点検方法は、外観目視を基本とする。但し、高所など目視が困難な部位については、高所作業車や伸縮支柱付きカメラ等を用い、橋梁部設置の道路照明については橋梁点検車を用いて、全部位の確認を行うものとする。

なお、ボルト部の緩み等については近接し工具等を利用して緩みの確認を行うものとし、以後の点検効率化のため、点検に併せてマーキングを施すものとする。

1) 近接目視点検

所定の部位に対して点検用資機材を併用して近接目視を行う。

2) 詳細点検

近接目視の結果などから必要に応じ超音波パルス反射法による残存板厚調査、き裂深傷試験、路面境界部の掘削を行う目視点検を行う。

3 作業工程その他

- 1) 点検作業は基本的に松島有料道路本線上の附属物については、令和8年1月26日から1月30日（予定）夜間通行止（21:00～5:00）により、それ以外に設置の附属物については平日昼間及び平日夜間により実施するものとする。
- 2) 点検作業にあたっては通行規制方法、誘導員配置、看板設置等の安全対策を十分に検討・計画策定したうえで監督員と協議し、所轄警察署の道路使用許可を受けること。

4 点検項目

点検項目は、別表－1及び2とする。なお、点検部位は図－1～9を参考とする。

5 点検結果のとりまとめ

点検の結果は、維持管理を実施するうえで貴重な資料となるため、点検結果を記録するものとする。また、点検結果だけでなく必要に応じ、点検箇所の写真や点検時の措置・対策結果についても記録するものとする。

なお、点検表記録様式は附属物（標識、照明施設等）点検要領に定める様式によるものとする。

6 健全性の診断

点検結果により、附属物（標識、照明施設等）点検要領に基づく道路附属物の部材単位の健全性及び各施設毎の総合的な健全性の診断を行う。

第4条 業務数量

本業務における業務数量は、別紙「業務数量総括表」及び下表のとおりとする。

なお、数量に変更が生じた場合は、熊本県道路公社（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）の協議のうえ、契約変更の対象とすることができるものとする。

項 目		数 量	備 考
計画・準備		1式	
道路照明点検			
近接目視点検	照明（直線型） 基礎形式① 昼間	8箇所	
〃	照明（直線型） 基礎形式① 夜間	3箇所	
〃	照明（直線型） 基礎形式③ 夜間	6箇所	
〃	照明（直線型） 基礎形式④ 昼間	4箇所	
〃	照明（直線型） 基礎形式④ 夜間	6箇所	
〃	照明（Y型） 基礎形式① 夜間	1箇所	
道路情報提供装置点検			
近接目視点検	標識（F型） 基礎形式③ 昼間	1箇所	
〃	標識（F型） 基礎形式③ 夜間	11箇所	
〃	標識（添架式） 昼間	1箇所	
道路標識点検			
近接目視点検	標識（逆L型） 基礎形式① 夜間	5箇所	
〃	標識（逆L型） 基礎形式① 昼間	3箇所	
	標識（添架式） 夜間	1箇所	
	標識（添架式） 昼間	4箇所	
落石防護網			

近接目視点検	落石防護網 昼間	1箇所	
詳細点検			
詳細点検	板厚調査（超音波/パルス反射方法）	—	※目視点検の結果に応じて計上
〃	き裂調査（磁粉探傷試験）	—	※目視点検の結果に応じて計上
〃	き裂調査（浸透探傷試験）	—	※目視点検の結果に応じて計上
〃	路面境界部腐食調査（掘削有り）	—	※目視点検の結果に応じて計上
報告書作成			
点検調書作成	標識、照明施設等	54箇所	
報告書作成	標識、照明施設等	54箇所	
点検調書作成	落石防護網	1式	
報告書作成	落石防護網	1式	
打合せ協議		1式	

※各点検項目については、点検結果の記録を含むものとする。また、必要に応じ、点検箇所の写真や点検時の措置・対策結果の記録についても同様とする。

第5条 打合せ協議

協議打合は初回、中間1回、最終の3回を予定している。

第3章 その他

第6条 成果品

成果品は、印刷物1部、電子媒体2部（正・副各1部）とする。

電子媒体については、電子納品要領に基づいて作成した電子データを電子媒体CD-R（ISO9660 フォーマット）で提出するものとする。要領等で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、要領の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定するものとする。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）等を参考とするものとする。

また、必要に応じ成果品の概要をまとめた資料についても作成すること。

表－１ 目視点検の項目

点検部位		記号	損傷内容	備考
柱 脚 部	リブ取付溶接部	Pbr	き裂	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
	柱・ベースプレート溶接部	Pbp	き裂	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
	ベースプレート取付部	Pbb	き裂	
			ゆるみ・脱落	
			破断	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
	アンカーボルト・ナット	Bab	き裂	
			ゆるみ・脱落	
			破断	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
	柱・基礎境界部 (支柱と基礎コンクリートの境界)	Ppb	き裂	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
	基礎コンクリート部	Bbc	その他	
	路面境界部 (GL-0) 及び (GL－40mm)	Pgl-0 及び Pgl-40	き裂	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
開 口 部	電気設備用開口部	Phh	き裂	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
	電気設備用開口部ボルトナット	Phb	き裂	
			ゆるみ・脱落	
			破断	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
	支柱内部	Ppi	腐食	
			滞水	
			その他	
支 柱 上 部	横梁仕口溶接部	Cbw	き裂	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
	横梁取付部	Cbi	き裂	
			ゆるみ・脱落	
			破断	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
	現場溶接部	Fw	き裂	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	

	横梁トラス溶接部	Ctw	き裂	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
支 柱 上 部	横梁継手部	Cbj	き裂	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
	支柱本体	Pph	き裂	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
	支柱継手部	Ppj	き裂	
			ゆるみ・脱落	
			破断	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
	支柱分岐部	Pp d	き裂	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
横梁本体	Cbh	き裂		
		腐食		
		変形・欠損		
		その他		
横梁トラス本体	Cth	き裂		
		腐食		
		変形・欠損		
		その他		
取 付 部	標識板及び道路情報板	Srp	き裂	
			ゆるみ・脱落	
			破断	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
	標識板及び標識板取付部	Srb	き裂	
			ゆるみ・脱落	
			破断	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
	灯具	Sli	き裂	
			ゆるみ・脱落	
			破断	
			腐食	
変形・欠損				
その他				
灯具取付部	Slb	き裂		
		ゆるみ・脱落		
		破断		
		腐食		
		変形・欠損		
		その他		

ブ ラ ケ ッ ト 取 付 部	ブラケット取付部 (ブラケットの橋梁本体への取付部)	Bri	き裂	
			ゆるみ・脱落	
			破断	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
そ の 他	ブラケット本体	Brh	き裂	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
	バンド部（共架式）	Xbn	き裂	
			ゆるみ・脱落	
			破断	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	
	配線部分	Xwi	き裂	
			腐食	
			変形・欠損	
			その他	

表－２ 板厚調査箇所

点検部位	形式		調査位置	測定点数
柱・基礎境界部若しくは 柱・ベースプレート溶接 部、又は路面境界部	基礎が露 出してい る場合	コンクリート基礎	基礎コンクリート上端から 6 0 mm以内	4
		アンカーボルト基礎	ベースプレート上面から 6 0 mm以内	4
	基礎が露 出してい ない場合	コンクリート基礎	路面（地表面）から下へ 4 0 mm付近	4
		アンカーボルト基礎	路面（地表面）から下へ 4 0 mm付近	4
電気設備用開口部	独立型	開口部枠下 5 0 mm以内		4
		開口部（箱）の下部側面		2
	共架型	開口部上の直線部 5 0 mmの範囲		4
		開口部（箱）の下部側面		2
支柱本体	独立型、共架型		塗膜の劣化や発錆が著しい箇所	4
バンド部	共架型		塗膜の劣化や発錆がある箇所	8